

《対応》

- ⑦ 部統括コーディネーターは部長・副部長・被災管区マネージャーの電話等による連絡の交換にて支援活動の方針を決定する。  
\* 決定後にも状況の変化に応じて対応する。
- ⑧ パートナーはマネージャーと連絡を取り合いながら活動をしようとする各曹青会などその方針を話し合い、スーパーバイザーの助言等必要な場合には要請を統括コーディネーターに依頼。
- ⑨ 統括コーディネーターは現地派遣可能なスーパーバイザーに連絡をとる。(スーパーバイザーが個人的に現地に行く場合はその人にあたってもらう)
- ⑩ 現地の社会福祉協議会のボランティアセンター立ち上げなどの状況により各曹青会もしくはパートナー・スーパーバイザーが活動をするか否かの連絡を取り合う。
- ⑪ スーパーバイザーは宗務庁の活動状況や現地ボランティアセンターの設置活動状況など総合的に見ながら、各曹青会やパートナー、マネージャーの今後の方針を尊重し活動方針をともに検討する。
- ⑫ 宗務庁の現地対策本部と連携して現地において活動が開始される。
- ⑬ 災害復興支援部はマネージャーやスーパーバイザー、パートナーを通じて活動の為の支援を行う。
- ⑭ ICT担当庶務は活動に伴う情報インフラ整備について意見および広報とともに全曹青としての情報発信に努める。

情報・広報などの留意点

(情報)

- ➡ 情報に関して時系列的にどのような動きと情報が必要かどうかなどはケースによって異なるが、別添付資料および、17期ボランティア委員会作成のガイドラインなどを参照して、状況の変化に応じて各自考慮されたい。
- ➡ ICT担当者は情報の一元化に努め統括コーディネーターと協働する。情報は憶測、推測、不確定情報や出所不明情報には注意する。  
 ☆情報の収集      ☆情報の処理・精査      ☆情報の発信・広報      ☆個人情報・肖像権、プライバシー権の取り扱い(人権)  
 ☆情報のフィードバック      ☆情報の保存(アーカイブ)

(広報)

- ➡ 災害に関する情報発信を含む広報は、災害復興活動の関心を広め、防災意識を啓発するような広報に努める。
- ➡ ICT担当庶務および(インターネットなど)と広報委員会が協働する(広報誌など)。  
 ☆HP「般若」の情報チェック。(更新状況、肖像権やプライバシー権の侵害)  
 ☆外部ボランティアのための交通情報や宿泊所情報、活動の状況など。  
 ☆問い合わせ窓口

※広報とICT担当庶務は協働する。